

Ⅲ 被害類型別対応とニーズ別対応

1 被害類型別特徴と対応上の注意点

犯罪被害者等の置かれた状況は様々ですが、ここでは、被害類型別の特徴と対応の際に特に注意すべき事項、各被害類型特有の支援・制度について記載します。

それぞれの特徴に十分に配慮して対応してください。

※ ★＝対象要件がある支援等

(1) 殺人等遺族への対応

(特 徴)

殺人による被害の場合、遺族は被害者が当時味わったかもしれない恐怖や苦痛を想像して、また大切な家族を喪失したことを何度も繰り返し思い起こすことによって長く苦しむことになります。

また、経済的にも遺族に大きな打撃を与えます。特に、被害者が家族の経済的支柱であった場合は、被害はより大きなものとなります。

社会的な側面からは、マスコミの取材・報道による遺族への被害も大きい場合もあります。加えて、加害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては社会全体に対し強い不満や怒りを感じる場合があります。

【対応上の注意点】

相談の際には、きめ細やかな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等をより一層心がけることが重要です。

多くの遺族は、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したこともないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を十分に理解できなかったり、これまで働いていた判断力や思考力が働かなくなる場合があります。

そのため、情報提供等を行う時には、わかりやすい説明に加え、支援・制度を紹介しているパンフレットやメモを渡すなど、より一層の配慮が求められます。

死亡に際し、様々な手続が必要になるため、適切な情報提供に努めることが重要です。

● 死亡の届出

犯罪や事故によって亡くなった場合やその可能性のある場合は、死因等を明らかにするため、検視や解剖が行われます。

検視等の終了後、死亡を確認した医師に「死亡診断書（死体検案書）」（有料）を作成・発行してもらいます。「死亡診断書（死体検案書）」を受け取ったら、死亡の事実を知った日から7日以内に市町にそれを持参して死亡の届出を行い、埋火葬許可証を発行してもらいます。この許可証がなければ、亡くなった方を火葬したり埋葬したりすることができません。

(連絡先)

市町担当課（P144～の一覧参照）

● **司法解剖等に関する経費の公費負担**

司法解剖が行われた場合、遺体を遺族の希望する場所まで搬送するための経費や死体検案書料を、一定の条件のもとで一部公費負担をする制度があります。

(連絡先)

広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 (P69) 082-228-0110 (代)
第六管区海上保安本部 (P70, 71)

● **各種健康保険・年金の死亡に関する異動届**

犯罪被害者が亡くなったことを、加入している医療保険及び年金の担当機関に届け出る必要があります。なお、年金受給者の死亡届については、日本年金機構にマイナンバーが収録されている方であれば、原則不要です。ただし、未払い年金がある場合は手続きが必要です。

(連絡先)

市町担当課 (P144～の一覧参照)
年金事務所 (P138, 139), 勤務先庶務担当

● **遺産相続等**

犯罪被害者の遺産額が相続税の基礎控除額を超える場合は、亡くなられた日の翌日から10か月以内に相続税の申告が必要です。

(連絡先)

税務署 (P141), 広島弁護士会 (P85)

経済的支援として、以下のような制度があります。

★ **犯罪被害者等給付金 (遺族給付金)**

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族に対し、一時金が支給されます。

※ ただし、支給要件に該当しない場合や、他の公的給付、損害賠償を受けた場合、事案概要によっては、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

(連絡先)

広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 (P69) 082-228-0110 (代)

★ **遺族基礎年金**

国民年金に加入中、老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある人が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた子 (18歳になった後の最初の3月31日まで、または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子) のある配偶者または子に一定の条件のもとで支給されます。

(連絡先)

市町担当課 (P144～の一覧参照), 年金事務所 (P138, 139)

★ 遺族厚生（共済）年金等

厚生（共済）年金に加入中の人，老齢厚生（退職共済）年金を受給する資格のある人，1級または2級の障害厚生（共済）年金を受給している人等が死亡したとき，その方によって生計を維持されていた遺族に支給されます。

（連絡先）

年金事務所（P138，139），各種共済組合，勤務先庶務担当

ひとり親家庭等の支援として，以下のような制度があります。

● ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の母または父及びその児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方。以下「対象児童」という。）等が医療保険による診療を受けた場合，その自己負担額の助成を受けることができます。ただし，原則として一部負担金と所得制限があります。

（連絡先）

市町担当課（P144～の一覧参照）

● 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭の父及び母やその扶養している児童などに対し，その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り，あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため，児童の就学に必要な資金などの貸付けを行います。ひとり親家庭等就業・自立支援センター等において，就業相談から就業支援講習会，就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

（連絡先）

市町担当課（P144～の一覧参照）

● 高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の父または母が，経済的に効果的な看護師等の資格を取得するため，1年以上（令和4年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合には6月以上）養成機関で修業する場合に，修業期間の全期間について（上限48月。）毎月一定額を支給します。また，修業期間終了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

（連絡先）

市町担当課（P144～の一覧参照）

● 母子家庭等就業・自立支援事業

広島県ひとり親家庭等サポートセンター等において，就業相談から就業支援講習会，就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

（連絡先）

市町担当課（P144～の一覧参照）

● **母子・父子自立支援プログラム策定等事業**

福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや広島県ひとり親家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

(連絡先)

市町担当課 (P144～の一覧参照)

● **ひとり親家庭住宅支援資金**

母子・父子自立支援プログラムによる支援を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭に対し、住宅支援資金の貸付けを行います。

(連絡先)

市町担当課 (P144～の一覧参照)

子供が遺族となった場合には、以下のような制度があります。

★ **遺児の就学援助等**

奨学金が給・貸与されるほか、相談もできます。

(連絡先)

公益財団法人 犯罪被害救援基金 (P133)

公益社団法人 日本財団まごころ奨学金 (P134)

広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 (P69) 082-228-0110 (代)

マスコミ対策としては、以下のようなものがあります。

● **取材への対応**

マスコミへの取材の自粛要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について、警察や弁護士等を通じて申入れをすることができます。

(連絡先)

広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 (P69) 082-228-0110 (代) 又は各警察署 (P69), 広島弁護士会 (P85)

★ **申立て**

テレビ, ラジオの人権侵害に対しては,

「放送倫理・番組向上機構 (BPO)」

(連絡先: 電話 03-5212-7335, FAX 03-5212-7330)

雑誌の人権侵害に対しては,

「雑誌人権ボックス」(FAX 03-3291-1220)

に申立てをすることができます。

(連絡先)

広島弁護士会 (P85)

★ 広島県二次被害防止・軽減支援金

重大な被害を負った者やその家族のうち、報道機関による取材への対応等を弁護士に委嘱する者に対し、一定の条件のもとで支援金を支給します。

(連絡先)

広島県環境県民局県民活動課 (P56) 082-513-2744

(2) 暴力犯罪等により傷害（障害）を負った人への対応

（特 徴）

被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合も多く、PTSD（心的外傷後ストレス障害）や適応障害、うつ病等にかかる場合があります。また、被害が自宅や近所で起こった場合や加害者が近くに住んでいる場合は特に、再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。

また、その治療費用や学業・職業維持の困難さ、治療のための通院で欠勤を余儀なくされること等の理由から、経済的な問題に直面することもしばしばあります。

【対応上の注意点】

医療費の援助として、以下のような制度があります。

→ P46, 47 参照（医療費の負担を軽くしたい）

傷害（障害）を負うなどした場合には、以下のような制度があります。

★ 犯罪被害者等給付金（重傷病給付金、障害給付金）

故意の犯罪行為により重傷病を負った被害者や障害が残った被害者に対し、一時金が支給されます。

※ ただし、支給要件に該当しない場合や、他の公的給付、損害賠償を受けた場合、事案概要によっては、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

（連絡先）

広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室（P69） 082-228-0110（代）

★ 特別障害者手当

身体、知的又は精神に著しく重度の障害があるために、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障害の状態にある在宅の20歳以上の方に対して、手当を支給します。

（連絡先）

市町担当課（P144～の一覧参照）

★ 身体障害者手帳の交付

身体に障害のある方に、本人（15歳未満の場合は保護者）の申請により、手帳を交付しています。手帳の取得により、医療費の給付や助成、各種税の減免や控除等を、障害の程度に応じて受けられます。

（連絡先）

市町担当課（P144～の一覧参照）

★ **精神障害者保健福祉手帳の交付**

精神疾患を有する方に、本人の申請により手帳を交付しています。

手帳の取得により、各種税の減免及び控除、公共施設（県）の使用料等の免除、NHKの受信料の減免、携帯電話料金の割引等のサービスが障害の程度に応じて受けられます。診断書作成料は有料です。

（連絡先）

市町担当課（P144～の一覧参照）

★ **障害者控除**

本人又は扶養親族等が障害者である場合には、障害者控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税及び復興特別所得税が軽減される場合があります。

（連絡先）

税務署（P141）

★ **障害基礎年金**

20歳前や国民年金の加入中などに初診日のある病気やけががもとで一定以上の障害の状態となったときに支給されます。身体的な障害だけでなく、精神的な障害も対象となります。ただし、初診日前に国民年金の保険料を納めなければならない期間がある場合は、一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

（連絡先）

市町担当課（P144～の一覧参照）、年金事務所（P138, 139）

★ **障害厚生（共済）年金等**

厚生（共済）年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障害の状態となったときに支給されます。ただし、初診日前に国民年金の保険料を納めなければならない期間がある場合は、一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

（連絡先）

年金事務所（P138, 139）、各種共済組合、勤務先庶務担当

★ **障害福祉サービス等**

障害のある方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、生活サービスに係る給付や就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行います。

（連絡先）

市町担当課（P144～の一覧参照）

指定障害福祉サービス事業者、ハローワーク（公共職業安定所）（P109）

広島障害者職業センター（電話 082-502-4795）

子供が被害当事者の場合は、以下のような制度があります。

★ 特別児童扶養手当

身体、知的又は精神に重度又は中度の障害がある 20 歳未満の児童を監護、養育している方に対して、手当を支給します。

(連絡先)

市町担当課 (P144～の一覧参照)

★ 障害児福祉手当

身体、知的又は精神に重度の障害があるために、日常生活において常時の介護を必要とする程度の障害の状態にある在宅の 20 歳未満の方に対して、手当を支給します。

(連絡先)

市町担当課 (P144～の一覧参照)

加害者が暴力団等である場合には、専門機関に相談することが重要です。

→ P67 参照 (暴力団犯罪の被害者への支援)

(連絡先)

広島県警察本部刑事部組織犯罪対策第二課 電話 082-228-0110(代)又は
各警察署 (P69)

公益財団法人 暴力追放広島県民会議 (広島県暴力追放運動推進センター) (P135)

(3) 交通事故に遭った人への対応

(特 徴)

交通事故で人が死傷した場合、「犯罪」に該当する場合が多いにもかかわらず、「事故」として社会で軽く見られる傾向にあり、被害者やその家族が周囲の心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることが多く見られます。

加害者から十分な謝罪がなされていないことや、被害の重大さに比して加害者に軽い刑罰しか与えられないことなどに対する怒りを抱えている遺族も見受けられます。

【対応上の注意点】

交通事故に遭った場合には、以下のような対応が必要です。

● 警察への連絡

交通事故に遭った場合、直ちに警察に連絡することが重要です。連絡が遅れると、交通事故の認定や事故原因の究明が困難になる場合があります。

● 警察への診断書提出

交通事故でけがをした場合、警察へ診断書を提出する必要があります。事故当時はけがに気付かなかったが、後でけがが明らかになった場合も同様です。診断書の提出は、事故現場を管轄する警察署等に事前に連絡し、必要書類等を確認してください。

自賠責保険、自動車保険の保険金を請求することができます。

(連絡先)

損害保険会社

損害賠償については、当事者間において解決が図れない場合もあります。そのような場合には、以下のような機関・団体に相談をすることが有効です。

また、交通事故の場合、言葉で事故状況を説明することは大変困難なため、事故の状況を示す図面や現場の写真、交通事故証明書等を用意したり、加害者の任意保険の有無とその種類を確認しておく、相談がスムーズに進む場合があります。

また、事故の目撃者がいる場合には、氏名・連絡先の確認をお願いします。

(連絡先)

以下 P126～130

県民相談（交通事故相談）、公益財団法人 広島県交通安全協会（広島県交通安全活動推進センター）、公益財団法人 日弁連交通事故相談センター広島県支部、公益財団法人 交通事故紛争処理センター広島支部、一般社団法人 日本損害保険協会（そんぽ ADRセンター中国）、一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

経済的支援として、以下のような制度があります。

★ 政府保障事業

加害車両が特定できない場合や自賠責保険に未加入の車両による事故の場合等、自賠責保険が適用されない場合に、自賠責保険と同様の補償を受けることができます。

(連絡先)

損害保険会社

★ 奨学金の貸与

交通事故が原因で亡くなった方や重度の後遺障害が残った方の子を対象に、高等学校以上の学校に通うための学費について、奨学金を無利子で貸与します。大学生や専修学校生は一部給付制度があります。

(連絡先)

公益財団法人 交通遺児育英会 (P132)

★ 交通遺児育成基金制度

交通事故により保護者を亡くした満16歳未満の交通遺児が、損害賠償金等の中から、拋出金を交通遺児育成基金に払い込んで基金に加入すると、これに国や民間からの援助金を加えて同基金が安全・確実に運用し、本人が満19歳に達するまで育成給付金が支給されます。

(連絡先)

公益財団法人 交通遺児等育成基金 (P131)

★ 介護料支給、各種貸付等

自動車事故を原因として、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に介護料が支給されます。また、交通遺児等貸付、不履行判決等貸付、後遺障害保険金一部立替貸付、保障金一部立替貸付などがあります。

(連絡先)

独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA) 広島主管支所 (P130, 131)

★ 生活資金、緊急時見舞金、緊急一時貸付

自動車事故被害者家庭に対し、越年資金、入学支度金、就職支度金、緊急時見舞金の支給等を行っています。

(連絡先)

公益財団法人 交通遺児等育成基金 (P131)

(4) 性犯罪・性暴力に遭った人への対応

(特 徴)

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。被害者は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受けています。被害について話せないことも多いので孤立感、疎外感につながることもあります。心理的、社会的な何らかの反応（P2「(1)心身の不調」参照）が現われる場合が多く、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に加え、うつ病やパニック障害等を併発することもあります。

また、刑事手続が進むことで、被害者は事件のことを想起せざるを得なくなり、精神的負担が増大します。影響が深刻な場合、恐怖症、アルコールや薬物への依存、対人関係の障害、自傷行為や自殺行動などに至ることもあると言われています。

また、女性被害者にとって、男性に対する恐怖心がある場合もありますので、その時は、女性の支援者が対応することが必要です。

【対応上の注意点】

早期解決・回復のためには、早い段階から必要な支援を受けることが重要です。

● 性被害ワンストップセンターひろしまへの相談

性被害に遭われた方や過去の被害で悩んでいる方が、被害を抱え込まず、プライバシーを守られながら、安心して電話相談や面接相談などの総合的な支援を受けることのできる相談窓口です。

(支援内容)

- ・ 電話や面接による相談対応
- ・ 医療機関や警察、弁護士、心理カウンセリング等の紹介や付添支援など被害者が求める支援
- ・ 医療費や法律相談、心理カウンセリングに係る費用の一部を助成
- ・ 警察に被害届を出すことを躊躇する場合の証拠採取の預かり保管

(公費負担制度)

区分	公費負担の内容
医療費負担	避妊治療、感染症検査、中絶など医療費
法律相談費用	弁護士相談費用の一部
心理カウンセリング費用	心理カウンセリング費用の一部

(連絡先)

性被害ワンストップセンターひろしま

専用相談 082-298-7878 (24時間365日電話相談に対応)

全国共通短縮ダイヤル #8891 「#はやくワン(ストップ)」

※ 全国共通ダイヤルは、全国どこからでも最寄りのワンストップ支援センターにつながる仕組みとなっています。

※ 面談相談、付添支援などのその他の支援は、原則、年末年始、盆休み、第1・3・5日曜、祝日を除く毎日の9時から19時まで(被害直後の急性期医療に係る支援は、24時間365日対応)

ホームページ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/onestop/>

性被害 ひろしま

検索



性犯罪の被害者は、羞恥心や恐怖心から、被害の届出をためらう場合が多いため、警察でどのような対応をされるか説明する、支援者が警察まで付き添うなどし、被害者の不安の軽減に努めることが重要です。

● 警察への届出

警察への届出の重要性や支援について説明しても、なお届出に消極的な場合には、届出を強いるのではなく、本人の判断で決めることが大切であることを伝えることが重要です。警察では、本人の希望に応じた性別の警察官が対応するようにしています。

(連絡先)

各警察署 (P69)

● 警察での事情聴取・実況見分

被害の状況や犯人像等を聞かれるほか、現場の確認や証拠品（当時着ていた服等）の提出を求められる場合があります。

警察では、被害者等の「パトカーや制服警察官が家に来られたら困る。」「女性捜査員に話を聞いてほしい。」等の希望に応じるよう配慮しており、被害状況を再現する必要がある場合には、ダミー人形等を使用するなどしています。

性被害にあわれたショックから、被害者が直ぐに動き出せない場合でも、治療や緊急避妊、性感染症の検査等のため、婦人科等の検診を受けるように勧める必要があります。その際、受診の必要性について本人によく説明し、理解を得ることが重要です。

● 警察での相談体制

本人の希望に応じた性別の警察官による事情聴取、性犯罪被害者相談窓口の設置、証拠採取における配慮、初診料等の経費の一部負担、交番における女性被害相談所の設置を行っています。

● 緊急避妊など

被害から72時間以内であれば、緊急避妊ピルの服用により、高い確率で妊娠を回避することができます。服用開始が遅くなるほど回避の成功率が低くなるので、被害後すぐに受診することが重要です。

(連絡先)

産婦人科

(緊急避妊に係る診療が可能な産婦人科)

厚生労働省ホームページ「厚生労働省のウェブサイトに掲載を希望した緊急避妊にかかる対面診療が可能な産婦人科医療機関等一覧」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000605683.pdf>

(緊急避妊や緊急避妊薬を処方している施設に関する情報)

広島県ホームページ「望まない妊娠で悩んでいる人のための妊娠110番Q&A」(P34)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/248/ninshin-q-a.html>

● 病院への付添い

被害者の精神的負担軽減のため、診療の際に、支援者が必要に応じて付添いを行います。

(連絡先)

性被害ワンストップセンターひろしま (P116)

● HIV検査

HIV検査が匿名・無料でできます。

通常、検査当日に結果を通知します。

(連絡先)

保健所 (P99) ※広島市内の方は各区の保健センター (P156) を御覧ください。

裁判においては、被害者の精神的負担の軽減のため、以下のような制度があります。

★ 証人出廷等の配慮

性犯罪の被害者が法廷で証言する際に状況に応じて、家族、心理カウンセラー、民間団体の支援者、検察庁の被害者支援員など相当と認められる者が付き添うことができます。

また、事案によりますが、被告人や傍聴人と顔を合わないようにするため、裁判所において、遮へい措置をとったり、証人は別室や別の裁判所において、法廷にいる裁判官、検察官、弁護士との間でテレビモニターを通して証言を行うこともできます。

更に、公開の法廷において被害者の氏名などを明らかにしない措置をとることもできます。

(連絡先)

- 付添いに関して～検察庁 (法廷のみ) (P80～参照)

公益社団法人 広島被害者支援センター (P73)

性被害ワンストップセンターひろしま (P116)

- 遮へい措置等に関して～広島地方検察庁 (P80～参照)

広島地方裁判所・広島簡易裁判所 (P74～参照)

精神的なショックが非常に大きく、支援者には特段の配慮が求められます。
対応が困難な場合には、専門機関・団体における相談を勧めることも重要です。

※ 詳細は、P43 参照 (精神的につらい、体調が悪い)

望まない妊娠で悩む方に対して、電子メールによる相談を行っています。

広島県では望まない妊娠で悩む方に対して電子メールによる相談を行っています。助産師等が対応しますので、次のホームページからお気軽に御相談ください。

(ホームページ「妊娠 110 番メール相談」)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/248/ninsin110-soudan.html>

(ホームページ「望まない妊娠で悩んでいる人のための妊娠 110 番 Q & A」)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/248/ninshin-q-a.html>

(問合せ先)

広島県健康福祉局 子供未来応援課 (電話 082-513-3171)

思いがけない妊娠に関するお悩みを、電話または電子メールで相談できます。

広島県では、妊娠や出産に関する心身の悩み、出産後の不安感等を抱える妊産婦の方のための相談窓口を設置しています。

日常生活援助、就業支援等、関係機関が実施する多岐にわたる支援を切れ目なく実施するため、こども家庭センター、市町、労働関係機関等との連絡・調整等の支援を行います。

電話または電子メールによる相談を行っています。次のホームページからご相談ください。

(ホームページ「産前・産後母子支援事業 (にんしん SOS)」)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/51/sanzensango.html>

(問合せ先)

広島県健康福祉局 こども家庭課 (電話 082-513-3173)

(5) 配偶者からの暴力を受けた人への対応

(特 徴)

配偶者（元配偶者並びに事実婚の相手及び元相手を含む。生活の本拠を共にする交際相手及び元交際相手も対象。）からの暴力には、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、人格を否定するような暴言を吐く、何を言っても無視するなどといった精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する、見たくないポルノビデオ等を見せる、避妊に協力しないといった性的暴力、生活費を渡さない、外で働くことを妨げる、酒・ギャンブルなどといった経済的暴力、その他交友関係を細かく監視する、電話・メール・SNSや手紙を細かくチェックするなどといった暴力が含まれます。

暴力の影響は深刻で、目に見える傷だけでなく、目に見えない心の傷や、一見、暴力とは関係のない身体症状が現われることもあります。被害者の多くは、加害者から「おまえが悪い」などと責められ続け、自信をなくし、「私が悪い」、「私がいたらないから・・・」などと自分を責め、助けを求めることをあきらめてしまうことがあります。

また、暴力の関係から脱け出すことは難しいことです。加害者である配偶者への経済的な依存や加害者からの報復・仕返しへの恐怖、家族・親戚など周囲の無理解などがあるためです。

そのため、誰にも助けを求めることができず、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が長期化・潜在化・深刻化しやすいという特徴があります。

【対応上の注意点】

被害者の困難を受け止め、評価することなく、受容する姿勢で相談を受けてください。

暴力の中で長い間暮らしてきた困難や苦しみをまず理解し、悩みながら相談している気持ちを受け止める姿勢が求められます。

被害者の立場に立って、被害者の言葉、訴える内容をありのまま聴いてください。

「加害者の言い分も聞きたい」とか「殴られる理由があったのではないか」などの問いかけは二次被害を与えることとなります。

緊急性（安全性）を確認します。

加害者が追跡してくる可能性があるか、被害者に対する危険が迫っていないか、被害者は傷を負っていないか、また、子供の状況等の確認を行い、必要に応じて早急に警察や医療機関等の専門機関につながります。なお、直近に被害を受けた場合には、面接時に傷などの写真を撮ったり、受診の際に診断書を書いてもらうなどしておく、保護命令申立ての証拠として使える場合があります。

配偶者からの暴力を受けている人を発見した人は、配偶者暴力相談支援センター又は警察に通報するように努めなければなりません。

なお、通報については、被害者の意思を尊重することになっています。

(連絡先)

広島県警察本部生活安全部人身安全対策課 082-228-0110 (代) 又は
各警察署 (P69)

配偶者暴力相談支援センター (P117)、医療機関 (P104)

緊急時における安全の確保及び一時保護が必要な場合

「家を出たい」、「怖くて帰れない」など被害者の意思が明確である場合は、緊急時における安全の確保及び一時保護も検討しなくてはなりません。

一時保護等が必要と考えられる場合は、配偶者暴力相談支援センターなどの専門機関につながります。

また、配偶者暴力相談支援センターでは、保護命令申立てや住民基本台帳等の閲覧制限、配偶者からの暴力についての証明書（DV証明）等の手続について相談できます。

（相談先）

婦人相談所（広島県西部子ども家庭センター）（P119）、
配偶者暴力相談支援センター（P117）、
各警察署（P69）
市町担当課（P144～の一覧参照）

再被害防止のためには、以下のような制度があります。

★ 保護命令

配偶者からの更なる暴力や脅迫により、生命または身体に重大な危害を受けるおそれがある場合、裁判所に申立てると、加害者に対して保護命令が出されます。

保護命令には、接近禁止命令、電話等禁止命令、退去命令があります。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

接近禁止命令 （6か月間）	加害者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近を徘徊することを禁止する命令。 （被害者と同居する未成年の子供及び被害者の親族等も対象になります。）
電話等禁止命令 （6か月間）	接近禁止命令と併せて、被害者に対する頻回な電話や電子メール等を禁止する命令。
退去命令 （2か月間）	加害者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じるもの。

（相談先）

広島県警察本部生活安全部人身安全対策課 082-228-0110（代）又は
各警察署（P69）、配偶者暴力相談支援センター（P117）

★ 住民票の写しや戸籍の附票の交付等の制限

配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の方は、市区町に対して以下の支援措置の実施を申し出ること等により、加害者等への住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写しの交付等について、制限を設けることとしています。

申出を受け付けた市区町長は、支援措置の必要性について、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴き、確認します。

加害者が判明している場合、加害者からの請求又は申出については、「不当な目的」があるもの等とし、閲覧させない又は交付しないこととします。

その他の第三者からの申出については、加害者が第三者になりすまして行う申出に対し閲覧させる又は交付することを防ぐため、運転免許証等の写真が貼付された本人確認書類の提示を求めるなど、本人確認をより厳格に行います。

また、加害者からの依頼を受けた第三者からの申出に対し閲覧させる又は交付することを防ぐため、請求事由についてもより厳格な審査を行います。

詳しくは、お住まいの市区町にお問い合わせください。

(相談先)

市町担当課(P144～の一覧参照)

配偶者からの暴力から逃れられない理由の一つとして、経済的自立の困難が挙げられます。そのため、以下のような制度を活用し、自立を図ることも有効です。

→ P43 参照 (働かなければならないが、就職先が決まらない資格を取得し、スキルアップを図りたい)

(6) ストーカー被害に遭った人への対応

(特 徴)

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が規制の対象としている行為は、「つきまとい等」と「ストーカー行為」です。

「つきまとい等」とは、特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、又はそれが満たされなかったことへの恨みなどの感情を充足させる目的で、特定の人やその家族、友人、職場の上司等特定の人と密接な関係がある人に

- ① つきまとい、待ち伏せ、押しかけ、うろつき
 - ② 監視していると告げる
 - ③ 面会、交際等の要求
 - ④ 著しく粗野又は乱暴な言動
 - ⑤ 無言電話、連続した電話・メール・SNSのメッセージ等
 - ⑥ 汚物などの送付
 - ⑦ 名誉を傷つける行為
 - ⑧ 性的羞恥心の侵害
 - ⑨ GPS機器等を用いて位置情報を取得する行為
 - ⑩ GPS機器を取り付ける行為等
- を行うことをいいます。

ストーカー行為は、同一の人に「つきまとい等」を繰り返して行うことをいいます。

加害者が近くに住んでいるケースも多いため、再犯の防止が重要となります。

【対応上の注意点】

支援者としては、被害者の相談内容を軽く考えないという姿勢が求められます。

支援者は、緊急の場合には、警察に通報するとともに、ストーカー被害を具体的に立証するために、以下のような対応をするように促すことが有用です。

- ① 被害の内容、日時、場所、車両ナンバー等を記録する。
- ② 加害者の具体的な言葉や動作を細かく記録する。
- ③ 加害者からの手紙やメール、留守番電話メッセージを保存する。
- ④ 電話の会話内容をメモ、又は録音する。
- ⑤ 加害者が残したメモや贈り物の状況を撮影する。

(連絡先)

広島県警察本部生活安全部人身安全対策課 082-228-0110 (代) 又は
各警察署 (P69)

ストーカー被害が認められた場合には、再被害防止のために、以下のような方法が考えられます。

★ 警察による検挙，禁止命令，警告

被害者が警察に被害の申告を行うことにより，ストーカー行為罪として検挙することができます。この場合は，１年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられます。

検挙に至らない場合でも，被害者が警察に申出をすることにより，つきまとい等の加害者に対し，更に反復して「つきまとい等」を行ってはならない旨の命令（禁止命令）を発したり，文書による警告をすることもできます。なお，禁止命令に違反してストーカー行為等をした場合は，２年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金等に処せられます。

（連絡先）

広島県警察本部生活安全部人身安全対策課 082-228-0110（代） 又は
各警察署（P69）

★ 住民票の写しや戸籍の附票の交付等の制限

P37 参照（住民票の写しや戸籍の附票の交付等の制限）

（連絡先）

市町担当課（P144～の一覧参照）

● 無言電話や執拗な電話の対応

ナンバーディスプレイ（電話に出る前に相手の方の電話番号を確認できるシステム）や，ナンバーリクエスト（電話番号を通知してこない電話は受け付けないようにするシステム），迷惑電話おことわりサービス等を利用することもできます。

（連絡先）

N T T，その他の電話会社

(7) 虐待された子供への対応

(特 徴)

児童虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律」により保護者による子供（18歳未満）に対する身体的虐待、性的虐待、養育の放棄又は怠慢（ネグレクト）、心理的虐待を行うこととされています。児童虐待は、長期的に適切な養育環境を提供されなかったことから、子供の心と体に深刻な影響を与えます。具体的には、発育・発達が遅れたり、対人関係がうまくとれなかったり、PTSD（心的外傷後ストレス障害）が生じることなどが挙げられます。

更に、児童虐待は子供の人格形成に著しい影響を与え、適応的な振る舞いが難しくなることもあります。また、落ち着きがなくなったり、非行等につながる場合もあります。被害を受けた子供に適切な対処がなされない場合等には、本人が親となった時に自分の子供に虐待をしてしまうこともあります。

児童虐待は、何より、子供の命と安全を守るためにあらゆる機関・団体が有効なネットワークを構築し、早期発見、早期対応をすることが重要になります。

【対応上の注意点】

児童虐待を発見した場合、または、児童虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は速やかに市町村、福祉事務所、児童相談所に通告しなければなりません（根拠：児童虐待の防止等に関する法律第6条）。

たとえ、子供や親が通告を拒む場合であっても、子供の安全を守るためには通告が必要です。虐待を知った機関・団体が安易に判断せず、速やかにこども家庭センター（児童相談所）等に通告し、子供、家族にどのような関わりをしたら良いか、子供や親の訴え、態度を含めて通告先機関とよく相談をし、対応することが大切です。

なお、通告を受けた機関は、通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています（根拠：児童虐待の防止等に関する法律第7条）。

① 子供自身から告白、相談があった場合

できる限り児童にとってくつろげる場所を選び、「話しやすいところから話していよ」と子供のペースで話を聞きます。子供の訴えに意見したり、評価したりせずに聞いてください。無理に聞き出す必要はありません。

性的虐待などについては子供自身の負担が大きいことや、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聞き取りが必要です。被害を打ち明けられた場合は、通告に必要な最低限度の情報確認を行い、こども家庭センター（児童相談所）等に通告し対応を協議してください。

② 虐待を行っている親からの相談により虐待が発見される場合

親からの自発的な相談の場合には、加害者である本人の話を傾聴しながらも、子供の置かれているリスクを冷静かつ客観的に判断し、速やかにこども家庭センター（児童相談所）に通告してください。

(連絡先)

児童相談所（広島県こども家庭センター、広島市児童相談所）（P120）、
市町担当課（P144～の一覧参照）、福祉事務所（P98）

コラム —守秘義務について—

守秘義務とは正当な理由なく外部に情報を漏らしてはならないことをいい、公務員や医師などに厳重に課せられています。しかし、虐待が疑われる状況がありながら、守秘義務を理由に通告が躊躇されるのでは、子供を守ることはなりません。守秘義務と通告義務との関係については、児童虐待の防止等に関する法律第6条第3項は、「刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には当たらないことを明記しています。

生命・身体に重大な危害が及んでいる場合には、早急に警察や消防に通報しなければなりません。

子供が大げがをしているなど、こども家庭センター（児童相談所）等に通告していても生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、110番又は119番通報により、速やかに警察又は消防へ通報してください。

通告後は、通告先機関等において以下のような対応がなされます。

① 調査

通告先機関は通告受理後、速やかに子供や家族についての調査（子供の安全確認を含む。）を行います。

子供の置かれているリスクが高く、親子分離を図りながら調査をする必要がある場合は、こども家庭センター（児童相談所）等によって一時保護が実施されます。必要な場合は保護者に対し、子供への通信・面会が制限されます。

② 在宅支援の場合

通告先機関等への通所面接、通告先機関等による家庭訪問、保健師、児童委員などによる支援、見守り等が実施されます。

③ 親子分離が必要な場合

こども家庭センター（児童相談所）等による児童養護施設等への入所や里親への委託等の措置が行われ、可能な事例については再び親子が共に生活できるよう支援が行われます。

ただし、親権を行う者等が措置に同意しない場合は、家庭裁判所への申立てにより措置の承認を求めます。

※ これらの取組は市町が中心となって設置・運営する要保護児童対策地域協議会⁶等を通じた緊密な連携に基づき、関係機関のもつ機能・権限、社会資源を有効に活用して行われます。

⁶児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は「要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない」とされています。「協議会」の目的は「要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うもの」とされています。

通告後も、通告者に以下のような協力をお願いすることがあります。

通告された事例の多くはその後、様々な機関の支援により在宅で生活を続けます。地域にあって子供と家族が安心して暮らせるための支援を通告先機関、要保護児童対策地域協議会等から引き続き協力を依頼されることもあります。

コラム 一親権者の懲戒権と児童虐待の関係一

親権の中の1つとして民法第822条には「懲戒権」が規定されており、しばしば「子供をしつけるのに、他人が口を出すな」「俺は親権者なんだから子供を叱るのに殴って当たり前だろう」などと虐待を「しつけ」と主張する親は未だに少なくありません。

しかし、児童虐待の防止等に関する法律第14条第1項は「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他必要な範囲を超える行為により児童を懲戒してはならず」と規定し、第2項には「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない」と規定されており、しつけの範囲を逸脱した児童虐待については、法律上犯罪となることが示されています。

再被害防止のためには、以下のような制度があります。

★ 住民票の写しや戸籍の附票の交付等の制限

→P37 参照（住民票の写しや戸籍の附票の交付等の制限）

2 ニーズに応じた対応

ここでは、よくある相談内容と、それに対応し得る代表的な支援・制度を記載します。なお、支援や制度によっては細かい条件があり、該当しない場合があります。

※ ★=対象要件がある支援等

(1) 総合的相談

被害に遭い、どうしてよいかわからない、どこに相談してよいかわからない。
多くの課題、問題がありすぎて、何から相談してよいのかわからない。

● 各種総合相談窓口

犯罪被害者等支援の知識や経験を持った者が、課題、問題の整理から相談に応じます。

(連絡先)

公益社団法人 広島被害者支援センター (P73)、広島県 (P56)、県内市町 (P59)、広島県警察 (P68)、第六管区海上保安本部 (P70, 71)、法テラス広島 (P71, 72)